

令和3年度 第1回 四国地方整備局事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日 時：令和3年9月29日（水）15時00分～16時42分

2. 場 所：WEB会議システムによるオンライン開催

3. 出席者

委員：橋本委員長、石原委員、岡村委員、紀伊委員、倉内委員

中澤委員、政岡委員、武藤委員（8名中8名出席）

四国地整：局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、道路部長、港湾空港部長 他

■令和3年度の委員会の進め方、審議区別（重点審議、要点審議）について、事務局（案）が了承された。

（上記について、事務局から「資料-3-1～3-4」により説明）

■再評価対応方針（原案）の審議

・一般国道55号 桑野道路・福井道路【2事業区間で一体評価】

（上記について、事務局から「資料-4-1-1」により説明）

委員長：

ありがとうございました。それでは審議に入ります。何かご意見等がございましたら、よろしくお願いします。

委員どうぞ。

委員：

効果についてはよくわかりました。少しコストが増加になっていることに関して質問させて下さい。

何年か前の大雨で冠水被害が起きたから盛土区間に関しては、内水はん濫あるいは水位上昇を検討したということですが、その想定している外力が既往最大というご説明だったと思います。

盛土ではなく橋だったら、そういう心配はないでしょうけど、盛土だと多かれ少なかれ、かなりの場合こういう水の流れに関しては阻害します。必ずついて回ります。今回の説明では、たまたま、2、3年前に水害が起きたから検討したというようなご説明だったような気がしましたが、これはルーチンのこういう検討をやらないとダメなんじゃないかというのが1つ感じたことです。その時に外力が既往最大でよいのか、どういう外力を想定して悪くならないような計画にするのかというルールはないのですか。

委員長：

いかがでしょうか。どうぞ。

事務局：

委員のご質問につきまして回答させていただきます。

まず、今回出水があったので見直したということですが、当初の予定としてはコストの安い方法ということで盛土を中心に検討しております。ただ、桑野道路におきましては、平成26年8月の豪雨が発生しているわけです。今回のように被害があるということですので、この道路事業の中で基本的な内水被害に対して、現状非悪化「元の状態よりも悪くしない」という対策を考えたところです。

既往最大でよいのかということですが、既往最大につきましては更なる被害はないと言いきれませんが、流域全体でどういった対策がよいのかということや地域の皆さんと考えると、その中で道路事業が担うものがあれば対応していくということです。ルールという意味では、明確なものが決まっているということはありません。

委員長：

例えば、基準が従来だったら盛土で大丈夫だけど、内水はん濫が起ると大変なので、基準が変わったというわけではないのですか。

事務局：

特に基準が変わったということではなくて、基本的には地域の方々の話し合いの中で「出水に対して悪くなるようなことがないようにしてもらいたい」というのが今回地元のご要望でしたので、それに叶うような形で計画をしたところです。

委員長：

ありがとうございます。

委員：

この事業はルールがないということでしたら結構です。

地域住民の意見というのは、今、あるいは5年先あるいは10年先、あるいはそこで住んでらっしゃる方が生きている間の20年先のそんな意見であって、この道路を作ったら影響は数十年、百年あるなかで考えないといけないわけではないのでしょうか。「住民の意見を聞いたのでよいです」というのは、なんとなく違和感がありました。

それから現状を悪化させないということは大前提と伺いましたが、盛土を作ったら絶対よくなるのか、悪くなるのか必ず起こるので、現状より悪くならないというのはあり得ない話じゃないのかという気もしました。

この事業については、ある程度ご検討いただいたということでよいとは思いますが、こういう問題は今後もついて回ると思うので、どうするのかというのが気になりますので、ご検討いただければと思います。

委員長：

ありがとうございます。他に。

事務局：

ただいまの件につきまして、補足します。

一般的に道路事業を行う際には、水害とかそういったものについて、現状よりも評価して悪くならないよう検討しております。また、最近事業化している箇所につきましては、計画段階評価のプロセスの中でも、そういったリスク要因については洗い出しながら可能な限り影響の少ない計画としているところです。

まず事業化する段階でやれる検討は今もしていますし、今後もしっかりと検討していくところです。

ただ、おっしゃるとおりコストが単純に増加となっていくことがないように、しっかりと検討を進めながらやっていきたいと思っております。

委員長：

ご説明ありがとうございます。他にご意見は。

委員、よろしく申し上げます。

委員：

土地勘がないので、この場所がどのような地域かわかっていない中での質問ですが。

津波には盛土の道路がよいように作用する認識があるのですが、ここはまったく津波の心配はない地域で、平成26年の豪雨災害の時よりも更にこの盛土を作ると30cm程度の水位が上昇するという認識でよいのでしょうか。

委員長：

いかがでしょうか。

事務局：

まず、ルート全体の位置としては、いわゆる津波の影響は、ほぼないところです。従いまして、現道は津波を被ってしまいますが、今回新たにこのルートを作れば津波被害からは、逃れられて、いわゆる緊急避難道路、あるいは物資の輸送そういったものに使えるルートとなります。

それから、30cmというのは、盛土の話でしょうか。

委員：

盛土から橋梁に変更することによって30cmの水位上昇が想定されるので、橋に架け替えますということですね。77億円はなかなか大変な金額だと思うので、津波浸水しないように盛土で上げていきます、でも今度は浸水するから橋に変えますって、どうなのかなと思ったので。

事務局：

盛土区間ですが、津波の浸水ではなく河川はん濫による洪水の被害です。ここはお皿のような土地でして、そこに盛土を作るとはん濫で溜まった水がかさ上げされるという土地です。その水位を上げないために盛土から橋梁に変更するというのが、今回非常に大きな事業費の増となったということになります。

委員：

水位を上げないというのは、前回の平成26年8月豪雨の時よりも上げないということですか。

事務局：

そういうことです。同じだけの水がきても水深の高さを変えないために、盛土から橋梁に変更するということです。

委員：

ということは、同じ平成26年8月の豪雨がくれば、前と同じくらいは浸水しますということですね。

事務局：

そういうことです。

委員：

それは、それで問題ないのですか。

事務局：

そちらは県の方の事業となるのですが、河川整備を行う等で、その水位の浸水被害の解消は別途行うということになると考えております。

委員：

わかりました。

委員長：

ありがとうございます。

事務局：

ただいまの説明について少し補足をさせていただきます。

基本的に、こういった高規格道路、特に徳島県とか高知県の沿岸を通っているところは、大体平地を通ると内水問題に遭遇致します。やはり道路のルートというのは、山裾を通るルートが多いのですが、事業費を極力下げるためには盛土の形式で通過しようとしています。当然、この三倉地区でも内水上の問題がないか事前に解析しチェックしています。洪水がくると盛土の上流側と下流側に水位差ができてしまいます。この地区において平成26年度の降雨条件により解析すると30cmのせき上げが起きてしまうということです。地元住民にとっては、過去に平成26年の床上浸水被害を被っていますので、非常にナーバスになっているところです。我々としては極力、盛土を残したいのですが、あまり残しすぎると、せき上げが大きくなってしまいます。このため非悪化に近づけるように開口部を設けたのが、三倉地区であれば400mの高架橋となっているところです。池に土の構造物を作った時の水位上昇もありますが、こういう所でも上流側から流れ込んでくる水をせき止めることによってせき上げが起こる、それをさせないために開口部を設けるという対応を取っているということです。

委員長：

ありがとうございました。よろしいでしょうか。ここは、昔から内水はん濫がしょっちゅう起こっているところですね。委員もよくご存じでは。

それでは、大体意見が出たようなので意見の整理を行います。事業継続とする事業者の判断は妥当ということではいかがでしょうか。異議無しということで、よろしいでしょうか。

委員の方々：

異議なし

■再評価対応方針（原案）の審議

- ・一般国道33号 越知道路（2工区）

（上記について、事務局から「資料-4-2-1」により説明）

委員長：

ありがとうございました。それでは審議に入ります。何かご意見等はございませんか。委員お願いします。

委員：

1つ教えていただきたいのですが、この区間は雨が多くて通行規制が多いと伺いましたが、直近の実績では年間どれぐらい道路を止めなくてはいけない状況だったのでしょうか。

委員長：

いかがでしょうか。

事務局：

事前通行規制による通行止め回数につきましては、昨年度、令和2年度におきましては1回となっておりますが、平成30年度に4回、平成31年度に5回となっております、年平均で2～3回です。

委員：

ありがとうございました。

委員長：

よろしいですか。他にいかがでしょうか。委員よろしくをお願いします。

委員：

この件については特に異議ございません。

前の案件についての委員の質問とも関連するかもしれませんが、これまでこういった会議に出ていて、かなり多くの案件で費用が増加するということが多くて、当初費用をなるべく安くして整備をしていくということは当然必要なことではありますが、一方、費用の見積もりの精度を上げていくことが、今後求められていくんじゃないかと感じております。途中段階で費用が上がっていくというのは、当然起こりうることなので、そういう意味では費用対効果で1.5を超えておくというようなざっくりとした設定をこれまでされてきたのかと思います。今後こういった財政が厳しい中で費用の見積もりの精度を上げていくことが大事になっていくのかなと思ったところです。そういう意味でいうと、これまで費用対効果あるいは事業審議のようところでデータとしてかなり集まっているのではないかと思いますので、そういった部分から当初の見積もりからどれぐらい上がっているのかを少し分析されてもいいのかなと思った次第です。

あわせてこうした工事費について私の理解では箇所別の工事予定額と事業終了時点での整備額とが情報公開されているのかどうかがよくわかっていないのですが、そういったことがされているのであれば教えていただければと思います。

委員長：

いかがでしょうか。当初の予算と終わった後の経費をどこかにオープンしているのでしょうか。

事務局：

まず、事業費について変動が大きい要因は、越知道路（2工区）はトンネルであり、なかなか地質調査ができない中で、実際掘ってみないとわからないというところです。

先ほどもお話しましたが、最近では事業化前に計画段階評価としてリスク要因について分析するプロセスや、ルート帯等も含めていろいろな意見を伺うようなプロセスを踏まえて事業化しており、事業費のブレといったものは以前からは減ってきているのではないかと思います。

当初事業費と完了後の事業費は、比較表というかたちで出しているものはありませんが、事業化時の事業評価委員会の資料と事後評価資料を閲覧すればわかるというのが今の実情です。

事業費が上がる理由について、最初に局長からもお話ししましたように透明性を持ってきちんと説明していくということが、我々の必要な対応と思っておりますので、今日の委員会でご審議いただきながら、事業費についてはしっかりと無駄のないような形で取り組んで参りたいと考えております。直接のお答えになっていないと思いますが、以上です。

委員：

ありがとうございます。まさにおっしゃられるとおり、透明性をもってやるということは国民の方からこういった必要性を理解してもらう上で重要なことだと思います。ただおっしゃられていた話だと個別の箇所について見ていくと、こういった事業評価の資料をあたっていくということが今のところ必要なのかなと思います。四国地方整備局だけの話ではなくて全国の国道に関わる話かなと思うのですが、そういった情報をできるだけオープンにして広く必要性とコストについて周知いただければと思います。

委員長：

ありがとうございました。この事業に関してはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、大体意見が出たということで意見の整理を行いたいと思います。事業継続とする事業者の判断は妥当ということでいかがでしょうか。

委員の方々：

異議なし

■事後評価案件の審議

・撫養港海岸直轄海岸保全施設整備事業

(上記について、事務局から「資料－５－１」により説明)

委員長：

ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。何かご意見はございませんか。委員よろしくお願ひします。

委員：

津波に対して安心になったので、いろいろ周りに賑わいの創出がされているようですが、やっぱり津波というのは想定外のことが起こると思うのです。その場合、賑わいの場がたくさんあると被害がそれによって増えるということも考えられそうなのですが、この場所に万が一津波が来た場合、逃げられるような高い所はあるのでしょうか。

委員長：

いかがでしょうか。

事務局：

海岸護岸の背後には山がありまして、そういった所に逃げる箇所はあります。また当然発生頻度の高い津波に対しては、この海岸保全施設で防護するというので、更に仮に防護を越えるような津波が来襲したとしても堤防の倒壊を防止するという観点で津波被害を極力軽減するというような粘り強い構造への補強も実施し、堤防の洗掘防止の対策をして倒壊しないようにしており、津波浸水被害の軽減に努めるようになっております。

委員長：

よろしいでしょうか。

委員：

結構です。

委員長：

他に、ございませんか。委員どうぞ。

委員：

資料6 ページの水産資源への配慮のところですが、ご説明の中でワカメ類の収穫量等は微増傾向で環境にも配慮してできていますというご説明でよくわかったのですが、7 ページのデータで見ると平成29年がガクンと落ち込んでいて、平成30年に回復しているのが全体で見ると確かに微増ですが、これは工事等の影響等は大丈夫でしょうかということが1点お聞きしたいことです。

それから今回の事業効果につきましては、基本的に浸水被害から守った部分の効果になっていて、先ほどの賑わいの部分ですとか企業の設備投資が行われるだとか人口が増えるだとか、そういったことは今のマニュアルでは反映されてないと理解していますけども、こういったことは、こういう事業の効果というものには、数値の中には入れ込まないというか現在のマニュアルでは入ってないですが、こういったお考えなのかをお聞きしたいという2点お願いしたいと思います。

事務局：

まず、平成29年のワカメの収穫量ですが、この時点では既に事業は完了しておりますので、分析まではできてないですが、事業の影響ではないと思っております。

それから、もう1点、おっしゃるとおり、この事業は当然津波を止める、そして浸水被害をゼロにするという事業ですので、当然 B/C の便益の中には浸水被害の軽減しか入っておりません。今回事後評価ということで、実際背後地の企業ですとか鳴門市の方にいろいろ聞き取りを行きまして、津波対策事業が終わったことで安心感からいろんな取り組みをしているということで、地域にとっての副次的な効果として今回紹介させていただきました。先ほども言いましたとおり、B/C にこれらの便益が入っていませんし、定性的なものでありますから、定量的に入れようがないというところです。

委員：

ありがとうございます。

委員長：

それでは時間がきましたので、ご意見が大体出たということで意見の整理を行いたいと思います。事業の効果を十分に発揮していると考えられるため、今後の事後評価の必要はないとする事業者の判断は妥当ということでいかがでしょうか。

委員の方々：

意義なし

事務局：

先ほど委員から MicrosoftTeams のチャット機能で一般国道55号 桑野道路・福井道路に関するご質問をいただいておりますので、それについてご回答させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員から一般国道の桑野道路・福井道路につきましてご質問がありました。

19ページになりますが、B/Cの値の内、Bの値が一体事業になると少なくなっているけれども、どういうことかご質問がございました。これについて回答させていただきます。この道路事業につきましては、事業化ネットという考え方でB/Cを出しております、例えば桑野道路でいうと既に事業化されている福井道路ができあがったものとしてBを算定致します。従いまして、個別で桑野道路及び福井道路を算定するとBが高めになる、逆にいえば桑野道路・福井道路を一体でBを計算するとちょっと低めになるということです、そういうことでBの値が低くなっているということです。

よろしいでしょうか。

委員：

わかりました。ということは、純粹に個別の事業の評価ということになっていないということですね。

事務局：

そうです。前後の道路が事業化されているものは、できあがった道路として計算するというルールとなっております。

委員：

わかりました。そういうことでしたら、腑に落ちました。ありがとうございます。

■その他

委員：

私この委員を長くやらせていただいているのですが、大抵工事費が増額になるという審議が多いのですが、年間の道路にかかる国費の予算というのは大体2兆円くらいあると認識しているのですが、この増額の部分というのは2兆円の中で一体どれくらい占めているのかなと思いました。なぜこのようなことを申し上げるのかと言いますと、当然予算の制約はあるわけで全国からこのような増額が集まってくるとすべての増額を認めるというのは、なかなか難しくなるのかなという気がしております。従って増額になったがゆえに、工事が上手く執行できないということがあるのではないかと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

委員長：

全国規模でということですよ。

委員：

そういうことです。

委員長：

いかがでしょうか。どなたかお答えいただけるのでしょうか。

事務局：

全国的にということですが、当然各事業の事業費の増額をした後、精算をしていくのではなくて、まずこのような各整備局の委員会でご審議いただいて認めていただいたものについて事業費を改定するというようなプロセスを行って参ります。それによって事業の執行が止まったとか、そういったことにはなっていないと考えております。事業評価の中で事業廃止といった別の理由であるのかもしれませんが、ご指摘のようなことはないと思います。どれくらいの寄与度かといったものは、私も承知していないところですが、今年度事業評価・再評価案件につきましては、今回・第1回委員会の2件と次回・第2回委員会の件数というものは、数年に1回の中で評価委員会に諮らせていただいているところです。すべての単年度予算がこれだけ増えますというわけではありませんので、そういった中で少なくとも事業が止まったというような状況にはないと承知しているところです。

委員：

プロセスとしては、この評価委員会を通して、その後実際予算化するということですが、通れば100%認められるということですか。

事務局：

まず、この第三者委員会の中できちんとした透明性の高い議論をしていただくという中で必要であると審議結果がご判断いただければ、それを本省の方に提出していくというプロセスの中で事業費改定、増額が認められていくという形となっています。後から増えましたという形には少なくともなっていないということで理解していただければと思います。

委員：

そういう風には思っていないで、要は全国からそういった増額案件が集まってきて中で、これはちょっと1年待ってもらわなくては困るというようなことを本省に言われたことはないのでしょうか。

事務局：

評価ではなくて事業の計画を遅らせたかどうかということでしょうか。

委員：

そうです。増額の理由はわかるのですが、今年は予算が足りないから待つということはないのでしょうか。

事務局：

そういったことは、恐らくないという理解をしております、全体的な事業の中で、どのような影響になっていくのかといったところです。先ほど申しあげましたけども、100億増えましたといったとしても、単年度で100億円が増えるというようなことであれば、別かかもしれませんが、事業が計画上適切に行えなくなるというだけですので、事業費が増えたことによって事業予算がなくて事業が遅れるということではないと考えております。

委員：

わかりました。ありがとうございます。

事務局：

今、お話したとおり、本当に増額が全国でいっぱいおきてしまうと予算が厳しくなってくるというのは当然あると思います。ですので、目標年次が明らかになっていたり、計画が進んでいるところには優先的に配分してくれることになるからだと思います。結果的に他の事業に影響したりするようなことは当然あると思っております。今回の案件は、事業規模がそれほど大きくはないので、影響としては大きくはないと思っております。

委員長：

委員、よろしいでしょうか。他にないでしょうか。

委員会の進行にあたり、委員の皆さま、ご協力を感謝致します。

次回の第2回委員会は12月の開催を予定しております。改めて事務局から日程調整等をお願いしたいと思います。それでは議事の進行を事務局へお返しします。